

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画の概要

#### 1-1. 計画の目的

猿払村（以下「本村」という。）の村土は、村民のための限られた資源であるとともに、生活・生産活動などの基盤であることから、その利用にあたっては、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りつつ、社会・経済・文化的な諸条件を考慮して、長期的な展望に基づいて総合的かつ計画的に行われることが求められています。

「国内最北の村」、「道内で一番広い村」などの地理的条件を有する本村では、広い行政区域内に鬼志別地区をはじめとする11の地区が点在する土地利用形態のなか、近年の過疎化の進行や少子高齢化等の著しい社会経済情勢の変化により、公共施設等の立地や住宅整備に関する市街地整備のあり方や人口減が進む地区への対応など、土地利用に関する村民の関心も高くなっています。

したがって、村民との協働のもと本村の村土利用に関する土地利用ビジョンを確立し、総合的な土地利用方針を定めることを目的として『猿払村土地利用構想』（以下「本計画」という。）を策定するものです。

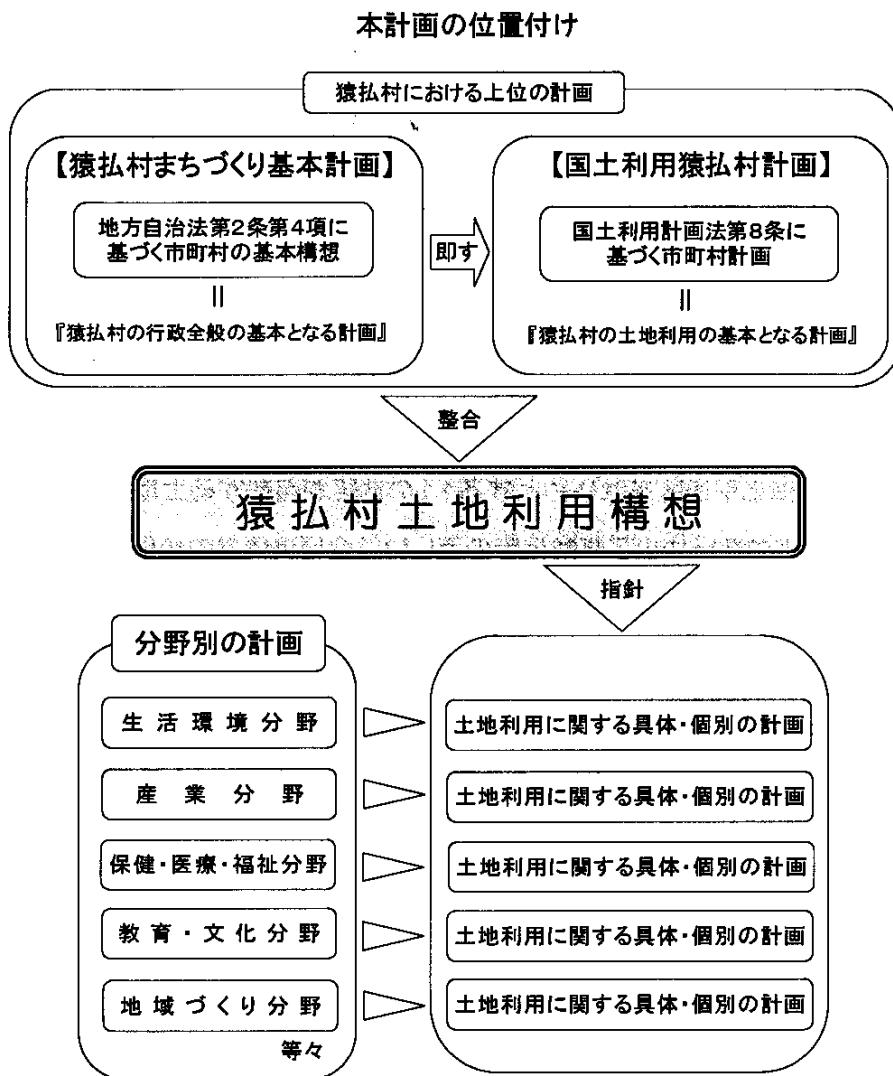
#### 1-2. 計画の位置付け

本計画は、本村の行政全般の指針で本村における最上位の計画である地方自治法に基づく市町村の基本構想＝「猿払村まちづくり基本計画」と社会経済活動の全ての基盤となる本村の村土利用の最上位の計画である国土利用計画法に基づく国土利用市町村計画＝「国土利用猿払村計画」（本計画と同時に策定します。）を上位計画として、今後の村土の有効的かつ計画的な土地利用を図るための計画として位置付けられます。

分野別計画との関連については、「猿払村まちづくり基本計画」に基づき策定される生活環境、産業、保健・医療・福祉、教育・文化などの各分野の計画において土地利用に関する具体・個別計画を策定する際の指針として本計画が位置付けられるものです。

これら計画の体系的位置付けは、次頁に示すとおりです。

## 第1章 計画の概要



## 1-3. 計画の役割と活用

本計画の計画内容は、「猿払村まちづくり基本計画」に即して策定する「国土利用猿払村計画」で示された村土利用の長期的な将来像に基づき、本村の村土利用のあるべき姿を描き、これを具体化するための基本的な方向を示すものです。

本計画は国土利用猿払村計画と同様、直接に開発事業や土地利用の規制を実施するものではありませんが、本計画及び国土利用猿払村計画においては、次に示す役割や活用が考えられます。

## 第1章 計画の概要

- 村域全域についての土地利用の将来像と方向・姿勢を示したものであるため、各種計画に対する行政上の指針であり、行政内部の総合調整の役割・機能を果たすとともに関係部局がビジョンを共有（合意形成）することができ、計画の実効性の向上につながります。
- 国土利用猿払村計画は、議会の議決を経ることにより、本村の公式な意見表明として他の行政機関や民間等に対して、土地利用の方針を示す際に重要な役割を果たすものとなり、本計画もこれに準ずるものと言えます。
- 住民意向を把握し、その意向を計画へ反映させるため、本計画及び国土利用猿払村計画の策定において村民で構成された土地利用計画策定審議会を開催しており、計画の策定過程を通じて土地利用に関する意識の喚起やビジョンの共有が図られます。

### 1-4. 計画の対象区域と期間

本計画は、計画の目的を踏まえ、猿払村全域（行政区域）を計画対象区域として設定します。

また、計画の期間は、長期的な土地利用のビジョンづくりを目的としていることから、平成14年（西暦2002年）～平成22年（西暦2010年）を計画期間として設定しますが、本村の総合計画（猿払村第4次総合計画）の目標年次が平成17年であるため、次期総合計画の見直し時に併せて、計画の見直しを検討していくものとします。

計画の対象区域となる猿払村行政区域の範囲は、5頁に示すとおりです。